

今後の路上喫煙対策について

令和7年6月17日

大阪市環境局

今後の路上喫煙対策について

(1) 路上喫煙の実態把握・検証

- ・ 目標である140箇所を超える喫煙所を整備し、令和7年1月27日に条例を施行したことから、今年度は路上喫煙対策の実効性の向上に向けて、改正条例施行後の路上喫煙の実態を確認し、対策の優先度が高いエリアを確認するため、実態把握、検証を行うこととしている。
- ・ 携帯電話のGPSデータ等を用いた人流データ分析ツール、啓発指導体制による現地確認、寄せられる広聴の内容など、周辺の分煙環境を考慮のうえ、乗降客の多い鉄道駅も含めた人流が多いエリアを中心に路上喫煙の実態を把握し、検証を行う。
- ・ 検証については、夏頃に対策の優先度が高いエリアの特定など中間とりまとめを行い、大阪・関西万博の閉幕後の動向も確認したうえで、年末頃に最終とりまとめを行う。
- ・ 検証結果を踏まえ、路上喫煙対策の実効性の向上に向けて、課題が浮き彫りとなり対策の優先度が高いエリアについては、分煙環境の整備や啓発指導、広報周知など、課題に応じた必要な対策に取り組む。

(2) 万博開催期間中の重点的な広報

- ・ 昨年度に実施した広報に加え、万博開催期間中は、インバウンドを含めた観光客が多く来阪することから、訪日外国人が多く滞在する梅田・心斎橋・なんばエリアの街頭デジタルサイネージを活用した広報を実施。
- ・ 関西空港のデジタルサイネージに加え、沿線車両内でのデジタルサイネージを活用した広報を実施。
- ・ ターミナル駅を中心に大阪メトロなど鉄道事業者と連携した重点的な広報を実施。

今後の路上喫煙対策について

(3) 禁止区域の指定

- ・国が管理する国道を禁止区域に指定をするべく国道事務所との協議を進め、啓発指導体制の強化や啓発表示にかかる予算を確保したうえで、禁止区域指定の実施をめざす。
- ・児童遊園については、区域指定を希望する管理者との手続きが終わり次第、順次禁止区域に指定していく。

(4) 分煙環境の整備

- ・検証の中間とりまとめの段階で、特に対策の優先度が高いエリアについては、令和7年度において補助金申請の募集による喫煙所の整備や、既存の民間喫煙所の一般開放、「大阪市喫煙所情報提供登録制度」への登録の働きかけ等を進める。

(5) 啓発指導体制の強化

- ・昨年度より体制を強化し、路上喫煙防止指導員・補助員あわせて87人（令和5年度17人）の体制としている。
- ・啓発指導体制の強化に向けて、引き続き、指導員等の募集を行っていく。